

活用の方法

- 1 史跡に対する関心を高めるとともに、理解を深めるための活用
- 2 史跡の整備を通じ、理解を促進し魅力を発信するための活用
- 3 住民が参画する史跡の活用
- 4 学びの場としての活用
- 5 史跡と自然が一体となった活用
- 6 周辺の遺跡や施設、周辺地域や関連地域との文化財の連携による活用

整備について

本計画では既存の施設の活用をすすめるとともに、史跡の本質的な価値としての江戸時代から明治時代の遺構を中心に整備の方向性について検討します。また、整備の方向性とイメージについては下記の項目を考慮しながら進めていきます。

整備の方向性

- 1 遺構保存の原則
- 2 史跡の価値の顕在化
- 3 整備基本計画の策定
- 4 適切な整備の実施
- 5 関係機関・関係者との連携
- 6 史跡の効果的な活用
- 7 周辺環境との調和した整備

整備のイメージ

- 1 保存を確実にするための整備
- 2 遺構をとりまく環境の整備、公開活用のための施設の整備
- 3 周辺整備、関連歴史文化遺産の整備、連携
- 4 学習の場としての整備

管理運営の体制

史跡の管理運営にあたっては、管理団体である猪名川町、土地所有者等や関係機関との連携を強化し円滑な保存・活用を進めていきます。

検証

史跡の保存活用を円滑に進めるためには、維持管理行為や史跡の公開・活用策などの施策や事業の達成状況や課題を確認のうえ洗い出し、実現の度合いや現状について正確に把握するために、定期的に検証を行い、必要に応じた計画等の見直しを行います。

史跡 多田銀銅山遺跡 保存活用計画

概要版

平成 30 年（2018） 3 月

猪名川町教育委員会



史跡 多田銀銅山遺跡 保存活用計画 概要版



代官所跡（北から）

青木間歩



多田銀銅山は兵庫県猪名川町、川西市、宝塚市、大阪府池田市、箕面市、能勢町、豊能町一帯の鉱床群の総称です。

猪名川町銀山地区には、近世初期から明治時代の遺跡が分布しています。江戸時代には代官所による幕府の直接管理を経て、明治 2 年（1869）まで役所による幕府の間接管理が行われました。

猪名川町教育委員会では、平成 12 年（2000）から銀山地区の調査を実施し、良好な状態で遺跡が残されていることを確認しました。その第一段階として、特に重要である中核部分の一部が平成 27 年（2015）10 月 7 日に国の史跡に指定されました。

平成 30 年（2018） 3 月

猪名川町教育委員会

保存活用計画の策定の目的

策定の目的

多田銀銅山遺跡の価値を維持し次世代へと確実に継承していくために、史跡の本質的価値を明確にした上で、史跡を適切に保存・活用していくための基本方針やその方法、現状変更等の取扱基準を示しました。

計画発効日

平成 30 年（2018）4 月 1 日

対象範囲

史跡 多田銀銅山遺跡（猪名川町銀山、広根）および追加指定候補地（銀山、広根、南田原、村上）

史跡の本質的価値

時代 江戸時代～明治時代

■鉱山の特性

- ①貴重な金属である銀・銅を産出する鉱山として、古代から現代（昭和）にわたる 1,000 年以上の長い歴史を有していること。地区内では、江戸時代から明治時代後半の近代技術が導入された堀家製錬所跡に至るまで鉱山に関連する遺跡が良好に保存されている。
- ②歴史的に大都市大坂の近郊に所在し、豊臣秀吉の鉱山開発が行われ、江戸時代には幕府の直轄地となるなど、国家レベルで重要な銀銅山である。
- ③銀と銅を吹き分ける「南蛮吹」という高い製錬技術を保有し、それを生野銀山に伝えるなど技術的に重要な位置を占めている。

■歴史的な特性

- ④採掘・製錬などの生産関係だけではなく、銀銅山の中核をなす銀山町に所在した政治（代官所・番所）、生活（集落・寺社・田畑）、流通（道・道標）などの関連遺跡が一体的に良好に保存されていること。
- ⑤鉱山の歴史を伝える資料としては、遺跡のほかに文書・絵図・建物・地名・地割等の多様な資料が広域にわたって残存している。

■地理的環境による特性

- ⑥大阪近郊にあって訪れやすい立地にあるものの、400 年以上の歴史を伝える落ち着いたたたずまいの集落などの存在から往時をしのぶ歴史的環境と自然環境が良好に保全されている。

保存管理方針

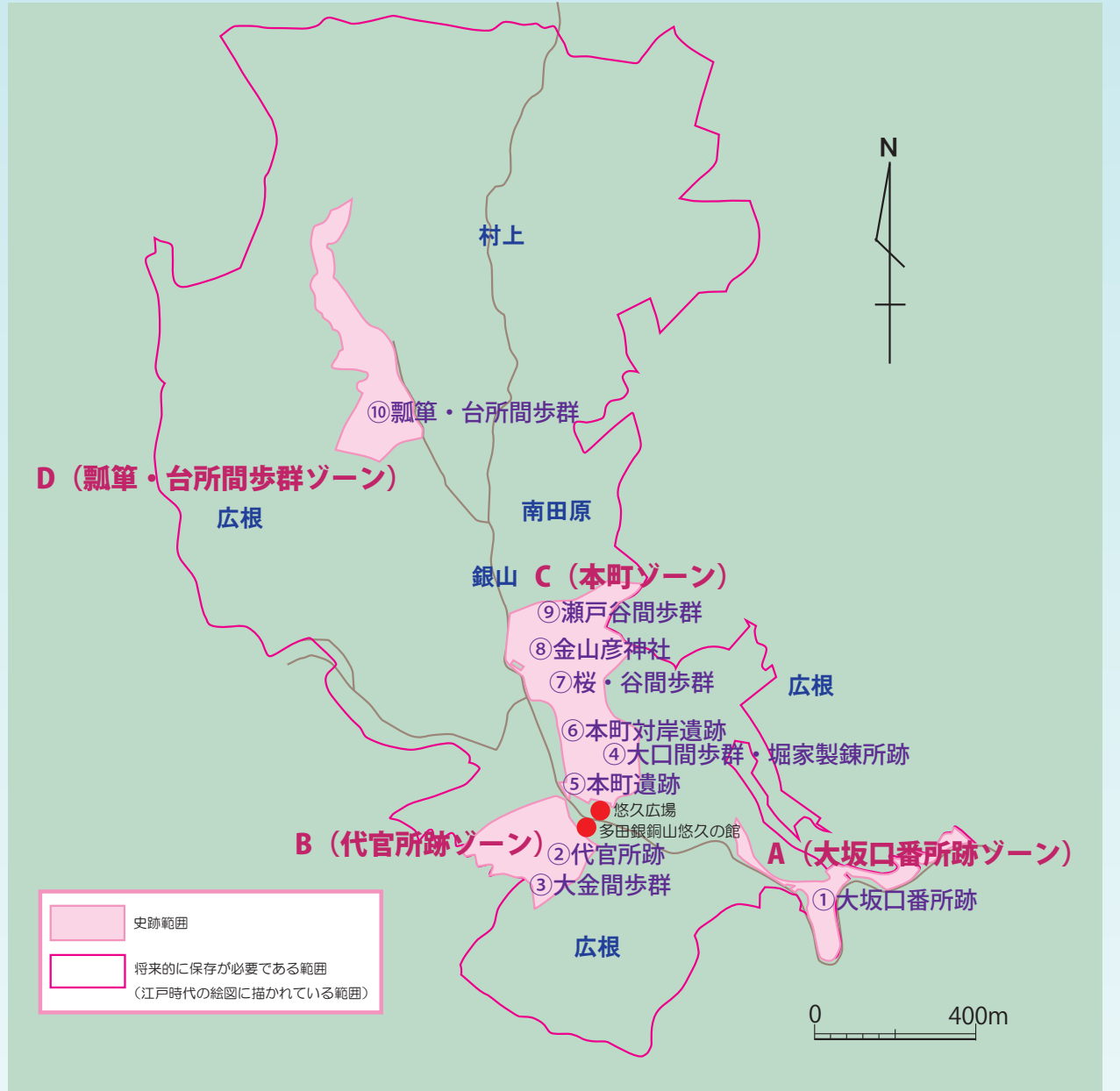
史跡指定地は広範囲にわたり、遺構の分布状況や土地利用の状況等が異なるため、地区区分を行ったうえで、保存活用の方針を定めています。

現状変更等の取扱方針

史跡指定地で現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を計画しているときには、文化財保護法第 125 条により、文化庁長官の許可を得る必要があります。

また、同法第 168 条の規定に基づき、国の機関による現状変更等の場合には、文化庁長官の同意を求める必要があります。

なお、現状変更のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項により兵庫県教育委員会が許可事務を行うことになっています。



活用について

猪名川町では、平成 26 年度から多田銀銅山悠久の館で企画展を開催し、これまでの調査で明らかになった内容を展示しています。また、調査成果報告を兼ねた講演会の開催や小中学生を対象としたものづくりなどの体験学習会も実施しています。

多田銀銅山遺跡の活用については、以下の方向性と方法に基づき進めていきます。

活用の方向性

- 1 現状保存を前提に、遺跡が体感できるような活用・整備を行い、史跡の価値を全国に発信します。
- 2 史跡地内にある史跡に関係のない工作物は原則として受け入れを行わないものとします。
- 3 これまでの調査等で判明した結果をもとに、史跡外の遺跡も含め正しい情報を伝えます。
- 4 これまでの発掘調査で出土した遺物を公開する機会を設けます。
- 5 適切な場所に説明板やサインを設置し、見学者の利便性の向上を図ります。
- 6 徒歩での見学を前提とした見学ルートを設定します。